

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は、府省共通の「調達ポータル」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 件名 | 令和8・9・10年度高松サンポート合同庁舎エレベーター設備点検業務 |
| (2) 特質等 | 仕様書のとおり |
| (3) 証明書等の受領期限 | 令和8年2月12日(木曜日)17時まで |
| (4) 入札書の受領期限 | 令和8年2月19日(木曜日)10時まで |
| (5) 開札の日時及び場所 | 令和8年2月19日(木曜日)10時10分から
香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館6階 南607会議室 |
- (6) (3)から(5)については、「調達ポータル」においてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」又は「B」等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有しない者で、証明書等の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者 又は 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 四国財務局及び管内財務事務所の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められた者でないこと。
- (6) 各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 競争入札に参加するために必要な証明書等を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。
- (9) その他詳細は入札説明書による。

4. 契約条項等を示す場所及び入札説明書を交付する場所

- (1) 日時：令和8年1月26日(月曜日)から令和8年2月10日(火曜日)（ただし、閉庁日を除く。）
9:00～12:00 及び 13:00～17:00
- (2) 場所：香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館1階 四国財務局総務部合同庁舎管理官
- (3) 問い合わせ先：四国財務局総務部合同庁舎管理官 電話(087)811-0600

5. 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

6. 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札書の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

以上公告する。

令和8年1月26日

支出負担行為担当官

四国財務局総務部長

米倉洋成